

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う
荒川下流タイムライン（拡大試行版）【2021年版】の改正について

災害対策基本法等の一部を改正する法律案が 2021 年 3 月 5 日に閣議決定され、4 月 28 日の参議院本会議で可決・成立しました。5 月 10 日公布、5 月 20 日施行となります。

本改正に伴い、避難情報の体系が変更となるため、現荒川下流タイムライン（拡大試行版）【2021年版】の改正も必要となります。

法改正の概要 《避難勧告・避難指示の一本化等部分のみ》

<p><課題> 本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。</p> <p>（住民アンケート） ・避難勧告で避難すると回答した者：26.4% ・避難指示で避難すると回答した者：40.0%</p>	<p><対応> 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。</p>  <p>避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）</p>
---	---

出典）内閣府 HP/法案説明資料（令和 3 年 3 月 5 日閣議決定）
http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/210305_01.pdf

《参考情報》		法改正による改正点		参考（現行）
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 （注）避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

出典）令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について  
 （最終とりまとめ）（令和2年12月24日公表）概要  
[http://www.bousai.go.jp/fusuigai/subtyphoonworking/pdf/dai19gou/hinan_gaiyou.pdf](http://www.bousai.go.jp/fusuigai/subtyphoonworking/pdf/dai19gou/hinan_gaiyou.pdf)

## **荒川下流タイムラインの改正について**

### **●タイムライン改正のスケジュール**

- ・ 5月28日(金) 予定の減災対策協議会で荒川下流タイムライン(拡大試行版)【2021年版】の公表と運用を開始します。
- ・ 荒川下流タイムライン関係機関にアンケートを実施し、タイムラインで改正すべき部分を伺います。(後日、依頼メールをお送りします。)
- ・ アンケートを回収し意見集約した後、タイムライン専門部会WS等で検討を進めます。

### **●タイムライン改正が想定される部分**

- ・ 避難勧告・避難指示を避難指示の一本化に伴う、避難情報の修正  
現 TL 区分：住民の避難対策 防災行動項目：避難情報の発表・伝達
- ・ 緊急安全確保措置の指示の追加

改正案	現行
<p>（市町村長の避難の指示等）</p> <p>第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の<u>必要と認める居住者等</u>に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。</p> <p>3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「<u>緊急安全確保措置</u>」という。）を指示することができる。</p> <p>4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。</p>	<p>（市町村長の避難の指示等）</p> <p>第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを<u>勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者</u>に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>2 前項の規定により避難のための立退きを<u>勧告し、又は指示する場合</u>において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。</p> <p>3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、<u>屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置</u>（以下「<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>」という。）を指示することができる。</p> <p>4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを<u>勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。</u></p>